

立山町役場「食堂」事業者募集実施要領

R7.6.13 立山町総務課

1. 趣旨

令和7年4月末日をもって食堂の運営事業者が撤退したことから、立山町役場「食堂」へ出店する者（以下「事業者」という。）を募集する。

2. 応募資格

事業者は、次に掲げる要件を全て満たす個人、団体又は企業とする。

- (1) これまでに食堂などの飲食業等で安定した営業実績がある、あるいは、今後継続的に経営展開できる能力や人材を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 応募時において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (4) 応募時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者または現に拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 過去2年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

3. 使用許可物件

使用許可物件は、次のとおりとする。

- ・名称：立山町役場 食堂内厨房（以下「厨房」という。）
- ・所在地：立山町前沢 2440 番地 立山町役場 1 階
- ・面積：約 21.3 m²（厨房：約 15.3 m² 雑庫：約 6 m²）

4. 出店条件等

(1) 営業時間等

- ・営業時間は9時から16時までの間とし、企画提案書内で提案すること。
- ・土曜日、日曜日及び立山町の休日を定める条例（平成元年条例第21号）に規定する休日は、閉庁日のため営業不可とする。その他に休業日（定休日等）を設定する場合は、企画提案書内で提案すること。
- ・入庁可能時間は、役場開庁日の8時30分から17時15分までとする。

(2) 献立品目（メニュー）

- ・献立品目は、事業者の考案とし、企画提案書内で提案すること。

※昼食の献立品目は必ず提供すること。

※これまでの事業者のメニュー・価格帯は、「別紙1 立山町役場 食堂メニュー」参照

- ・アルコール類の提供は不可とする。

(3) 厨房備品、什器など

- ・附帯設備として設置している基本的な厨房設備等（冷蔵庫、コンロ、炊飯器、保温ジャー等）は、無償で貸与する。事業者は適正に管理を行うとともに、維持修繕に係る費用を負担すること。
- ・施設（エアコン、建具等）の維持修繕に係る費用は、町と事業者が協議のうえ費用負担を決定する。
- ・事業者が調達した厨房備品及び什器類等は、行政財産使用期間終了時に、事業者が自己の責任により撤去すること。

(4) 維持管理等

- ・電気代は、立山町の負担とする。
- ・ガス、電話、上下水道料並びに害虫駆除等、消毒衛生管理及びゴミ処理費等の維持管理にかかる費用は、事業者の負担とする。

(5) 営業許可の申請等

- ・食品衛生法に基づく営業許可申請、その他関係法令の規定による諸官庁への届出等を行うこと。
- ・営業に関する賠償責任保険に加入すること。

(6) 行政財産使用許可について

- ・事業者は、厨房の使用にあたり、行政財産使用許可を受けること。
- ・使用許可期間は、使用許可の日から同年度の3月31日までとする。ただし、使用許可期間以降も継続して使用を希望する場合は、1年間を限度として使用期間の更新を行うことができる。
- ・諸般の事情により、事業者が交代する場合は、新たな事業者が支障なく業務を開始できるよう、施設を明け渡すこと。

(7) 行政財産使用料

- ・年額：20,000円（税込）

※使用期間が1年（1月）に満たない場合は、月割（日割）計算により算出した金額とする。

※使用料は、町が指定する方法で、期日までに納付すること。

(8) 食堂について

- ・事業者は、厨房に隣接する食堂の清掃等の維持・管理を行うこと。

(9) 行政財産使用許可の取り消しについて

- ・ 食堂の運営にあたり、事業者の不都合があると判断したときは、行政財産使用許可期間にかかわらず、行政財産使用許可を取り消すことがある。

(10) その他

- ・ 施設は、現状有姿の貸付けとする。
- ・ 期間の満了、行政財産使用許可の取り消し等があった場合は、速やかに原状に回復して町に返還しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- ・ 事業者は、町と協議のうえ、事業者の負担において厨房を改装することができる。この場合において、改装した箇所の原状回復は不要とする。
- ・ 町の承認を得ないで、権利又は義務を第三者へ譲渡、継承及び転貸してはならない。
- ・ 関係法令及び本町条例、規則を遵守すること。
- ・ 従業員の接客マナー、サービス、衛生の保持等に注意を払い、定期的に教育・指導すること。
- ・ 運営状況を確認するため、町の求めに応じて収支報告書を提出すること。
- ・ 従業員の駐車場は、事業者が確保すること。
- ・ この要領に定めのないものは、町と事業者が協議のうえ取り決める。

5. スケジュール

- (1) 申込期間 : 令和7年6月13日(金)から同年7月14日(月) 17時まで
- (2) 現地見学 : 令和7年6月23日頃
※現地見学を希望する場合は、申し出ること。
日程は別途調整する。
- (3) 質問期限 : 令和7年6月27日(金)
- (4) 回答期限 : 令和7年7月4日(金)
- (5) 事業者決定 : 令和7年7月18日頃

6. 質問票の提出

応募に関する質問は、次のとおりとする。

- (1) 質問書 : 様式自由。E-mailにて提出すること。
- (2) 提出先 : soumu@town.tateyama.lg.jp
※質問期限及び回答期限は前述のとおり。

7. 事業者の選定等

事業者の選定は、次のとおりとする。

- (1) 最も適切な者を選定するため、事業実績、献立品目及び運営方法等について書面審査を実施し、事業者を決定する。

※選定にあたり、ヒアリングを行うことがある。

8. 申込書類の提出

(1) 提出書類

- ①立山町役場内「食堂」応募申込書（様式1）
- ②事業者の概要（様式2）
- ③企画提案書（営業時間やメニュー等を記載すること。任意様式。）

[添付書類]

- ・（法人の場合）登記事項証明書、前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む。）
- ・（個人の場合）身分証明書、前年度の確定申告書（附属明細書等を含む。）の写し
- ・定款、規約、会則その他これらに類する書類の写し
- ・都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証する書面で、発行後3か月以内の原本）・代表者及び役員等名簿
- ※事業者から暴力団等を排除するため、必要に応じ応募情報を警察へ照会する場合がある。
- ・団体等紹介パンフレット等
- ・その他必要に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合がある。

(2) 提出場所

立山町総務課管財係（持参又は郵送）

(3) 提出部数

正本1部

9. 営業開始時期及び手続き

- ・事業者は、出店の決定後、町担当者と協議を行い、営業開始時期を決定すること。
- ・営業開始までの日程が決定次第、「行政財産使用許可申請書」（様式第104号）を提出すること（原則、営業準備期間から使用許可が必要となる）。

10. その他

- (1) 提出書類の様式は、立山町ホームページ（<https://www.town.tateyama.toyama.jp>）からダウンロードすること。
- (2) 申込みに要する全ての経費は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (4) 本事業に係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき公開することがある。

11. 参考

- (1) 食堂の利用状況：50～60人/日

(2) 平均売上 : 20,000～30,000 円/日

図1 厨房 位置図

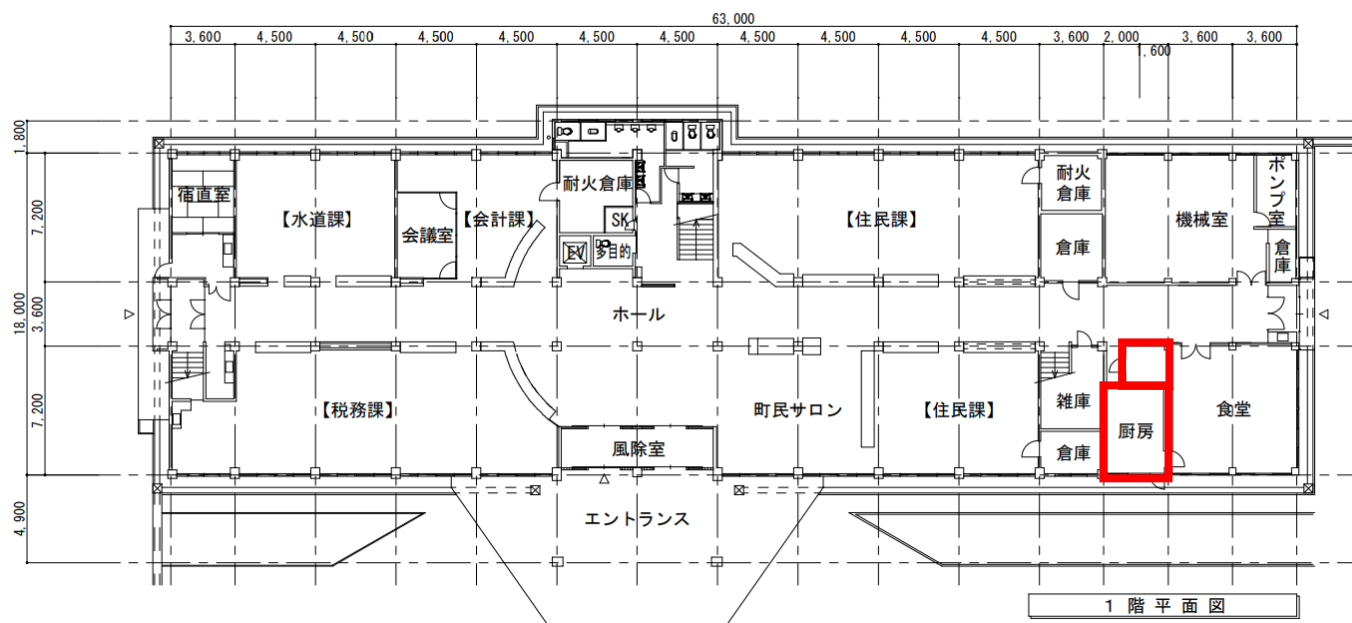
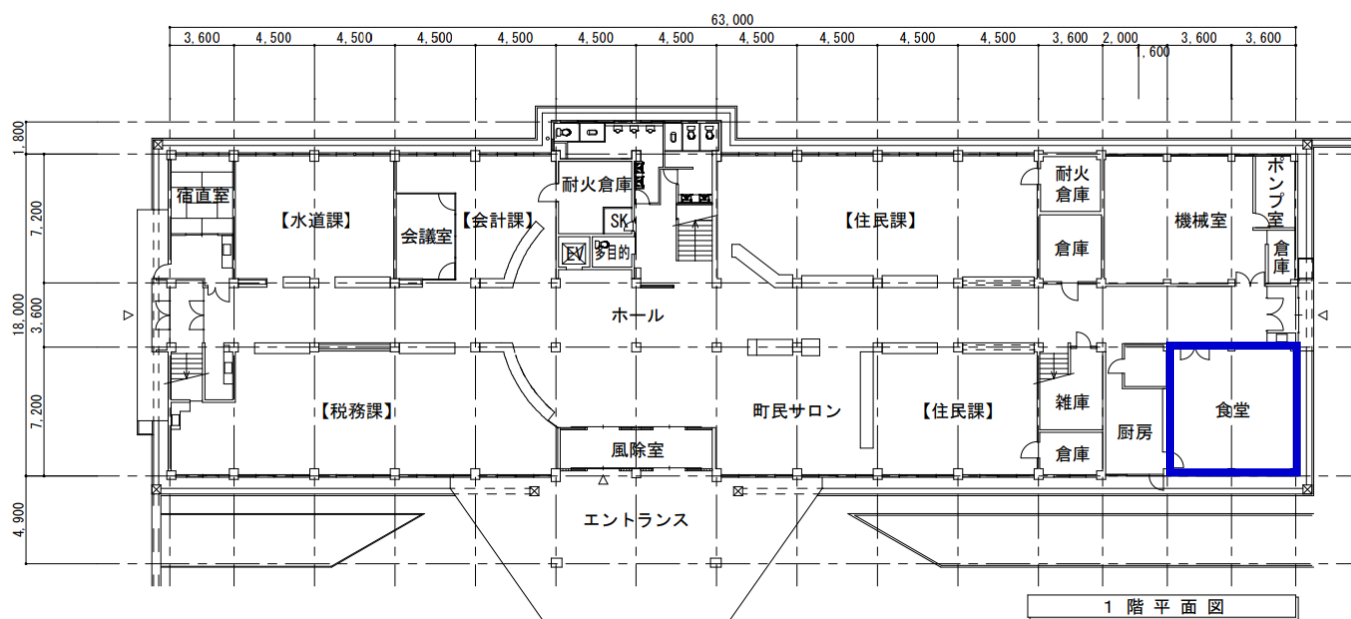


図2 食堂 位置図



別紙 1

立山町役場 食堂メニュー

令和7年4月現在

メニュー	価格
定食	560円
おかず	450円
ラーメン	500円
チャーシューメン	700円
うどん・そば	400円
稲荷うどん・そば	450円
月見うどん・そば	450円
玉子とじうどん・そば	500円
天ぷらうどん・そば	550円
カレーうどん・そば	550円
カツ丼	700円
玉子丼	500円
カレーライス	500円
カツカレー	700円
ライス	170円
おにぎり	170円
味噌汁	50円
玉子	50円
大盛	100円

その他（季節商品）

メニュー	価格
鍋焼きうどん	600円
ざるうどん・そば	600円
ざる中華	550円
冷やし中華	600円